

廃止措置実施方針の公表後の見直しについて (使用施設)

令和4年7月4日
原子力規制庁

1. 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第2条の規定が、平成30年10月1日から施行されたことにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第57条の4の規定に基づき、使用者（令第41条該当施設^{*1}のみ）には、廃止措置実施方針の作成と公表が義務付けられることになった。

廃止措置実施方針に係る必要な事項については、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第6条の2から第6条の2の3までに定めており、使用規則第6条の2の3の規定では、廃止措置実施方針の5年ごとの見直しを要求していることから、改正法第2条の施行から4年となるため、今般、使用者に対し、お知らせするものである。

2. 廃止措置実施方針の見直し時期

廃止措置実施方針の見直しの時期については、使用規則第6条の2の3において、「令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」と規定している。

また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（平成29年11月22日原規規発第1711222号原子力規制委員会決定）では、「3. 作成等を行う時期」において、「廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに、当該廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときは変更を加えるものとする」としている。

これらを踏まえ、使用者においては、見直し期限までに遺漏なき対応をお願いする。

3. 見直し後の対応

使用者においては、廃止措置実施方針の見直しにより、当該方針を変更したときには、原子炉等規制法関係法令において、遅滞なく、変更後の廃止措置実

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設

施方針の公表を義務付けているため、見直しと併せて遺漏なき対応をお願いする。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、平成 30 年 1 月 26 日に実施した面談において依頼した事項に基づき、引き続き、当庁まで当該公表の日付、公表したウェブサイトの URL 等の提供をお願いする。

なお、見直しの結果、使用規則第 6 条の 2 第 1 号から第 14 号までに変更がなかったとしても、同条第 15 号において同規則第 6 条の 2 の 3 の規定に基づく見直しを行つた日付を記録する必要があることから、第 15 号に基づく記載事項が変更となるため、この場合でも、廃止措置実施方針の変更と公表が必要となる。

表 使用施設に係る廃止措置実施方針の作成・公表状況

使用者	作成・公表日 ²	備考
(公財)核物質管理センター六ヶ所保障措置センター	2018年12月27日	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	改訂歴 2022年4月27日
(公財)核物質管理センター東海保障措置センター	2018年12月27日	—
MHI 原子力研究開発(株)	2018年12月26日	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月29日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月29日
日本核燃料開発(株)	2018年12月27日	—
東芝エネルギーシステムズ(株)	2018年12月26日	改訂歴 2019年3月1日

² 公表日を載せてないものについては、作成日と公表日が同一。

使用者	作成・公表日 ²	備考
京都大学 複合原子力科学研究所	2018年12月28日	—
国立研究開発法人日本原子力研 究開発機構 人形峠環境技術センター	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月18日

関係法令

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（廃止措置実施方針）

第五十七条の四 使用者は、政令で定める核燃料物質の使用を開始しようとするときは、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める使用の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。
- 3 使用者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

○核燃料物質の使用等に関する規則（抄）

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二 法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる使用施設等及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 七 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄
- 八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 十 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等（第六条の三において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

- 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十二 廃止措置の実施体制
- 十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）
- 十四 廃止措置の工程
- 十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第六条の二の三の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第六条の二の二 法第五十七条の四第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第六条の二の三 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。